

埼玉県小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程（改定案）

第1条（チームの加盟）

- (1) 埼玉県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）に加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度にチーム登録を済ませ、申請するものとする。
- (2) 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第2条（チーム代表者）

チームの代表者は、JVAに個人登録された選手（以下「JVAメンバー」という。）がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

第3条（JVAメンバー（選手カテゴリー））

登録構成員の資格は、以下のとおりとする。

- (1) 小学生
同一の都道府県の国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12歳未満の者。他の都道府県の選手を登録させるには、双方の各理事長の承認を得ること。
- (2) JVAに個人登録を済ませた者であること。
- (3) 登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。

第4条（JVA個人登録）

- (1) JVAメンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録費を支払った日から、その効力を発生するものとする。

第5条（移籍）

- (1) チーム代表者は、JVAメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。
- (2) 在籍するチームのチーム代表者が、チームへの登録抹消を承認しない場合、抹消を申請した日から2ヶ月を経過したとき、自動的に抹消が承認されたものとみなす。

第6条（競技会への参加）

- (1) 日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）または本連盟の主催または主管する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。

- (2) 他のチームからの移籍選手は、チームの構成員として承認されても、本連盟が主管する競技会への出場について、移籍後の同一大会期間中（予選から県大会）及び直後の競技会には出場できないものとする。（※別表1）但し、特にやむを得ない事情により退部・移籍した場合は、除くものとする。

[特別な事例]

- ①家の引越し、転校に伴い、退部・移籍した場合。
 - ②所属するチームが解散・合併等により、なくなった場合。
 - ③所属するチームの指導者による暴力行為等により、退部・移籍した場合。
 - ④単一団体に2チーム登録している場合のチーム間の移籍。
 - ⑤移籍前の大会で男女混合の部に出場した選手が、移籍後の大会で男子の部または女子の部に出場する場合。
 - ⑥その他の事例については、倫理委員会において協議・判断するものとする。
- (3) 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。

第7条 （ベンチ役員）

日小連または本連盟の主催または主管する競技会への参加において、ベンチ役員のうち、1名以上は公益財団法人日本スポーツ協会が認定するバレーボール「上級コーチ」「コーチ」「上級指導員」「指導員」の資格または公益財団法人日本バレーボール協会並びに日小連が共催する指導者講習会の受講証明書の所持者とし、資格所持者は監督が望ましい。なお、試合開始前に審判より資格証または受講証の確認を求められた場合は提出すること。また、ベンチ役員の成人は、年度初めに宣誓書に署名・捺印を行い、JVAメンバーに登録しなければならない。

第8条 （懲罰）

登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると日小連または本連盟が認めるときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第9条 （大会要項）

大会参加並びに出場については、本規定のほか大会要項を併用して適用する。

第10条 （その他）

登録団体の関係者及び登録された構成員は、公益財団法人日本バレーボール協会の「チーム加盟及び個人登録規程」と「競技者及び役員倫理規程」を守らなければならない。

[別表 1]

○：出場可 ×：出場不可

時 期	全日本大会終了後		モルテン旗大会終了後		若鮎大会後	県 スポ 少 大 会 後	新人大会後
	6年生	5年生以下	6年生	5年生以下	5年生以下	5年生以下	5年生以下
モルテン旗	×	×					
若鮎大会		○		×		×	
県 スポ 少	○*1	○*1	×	×	×		
新人大会		○		○	×	×	
*2全日本		○		○	○	○	×

*1 埼玉県スポーツ少年団バレーボール交流大会の参加資格は、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団の規定に基づき、各市町村スポーツ少年団本部に登録を済ませていることとあり、年度内の登録は8月末日で受付が終了する為、全日本大会終了後の移籍時において、各市町村スポーツ少年団本部に登録することができれば出場することができる。

*2 全日本は、次年度の大会

附 則

本規程は、平成20年4月29日より適用する。

本規程は、平成24年4月29日より適用する。

本規程は、平成27年4月19日より適用する。

本規程は、平成28年4月9日より適用する。

本規程は、平成29年4月30日より適用する。

本規程は、平成30年4月14日より適用する。